

当院では

「一般名処方」をすることがあります。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした
一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

「一般名処方」とは？

「商品名」ではなく
「有効成分の名称」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

